

総代の役割について

令和 5年3月1日



あがつま農業協同組合

総代会の役割と総代の任務

総代会は総会に代わるものです

総会とは

正組合員により構成されるJAの最高の**意思決定機関**です。
JAの運営は事業活動は、組合員全員の総意に基づいてなされなければなりません。

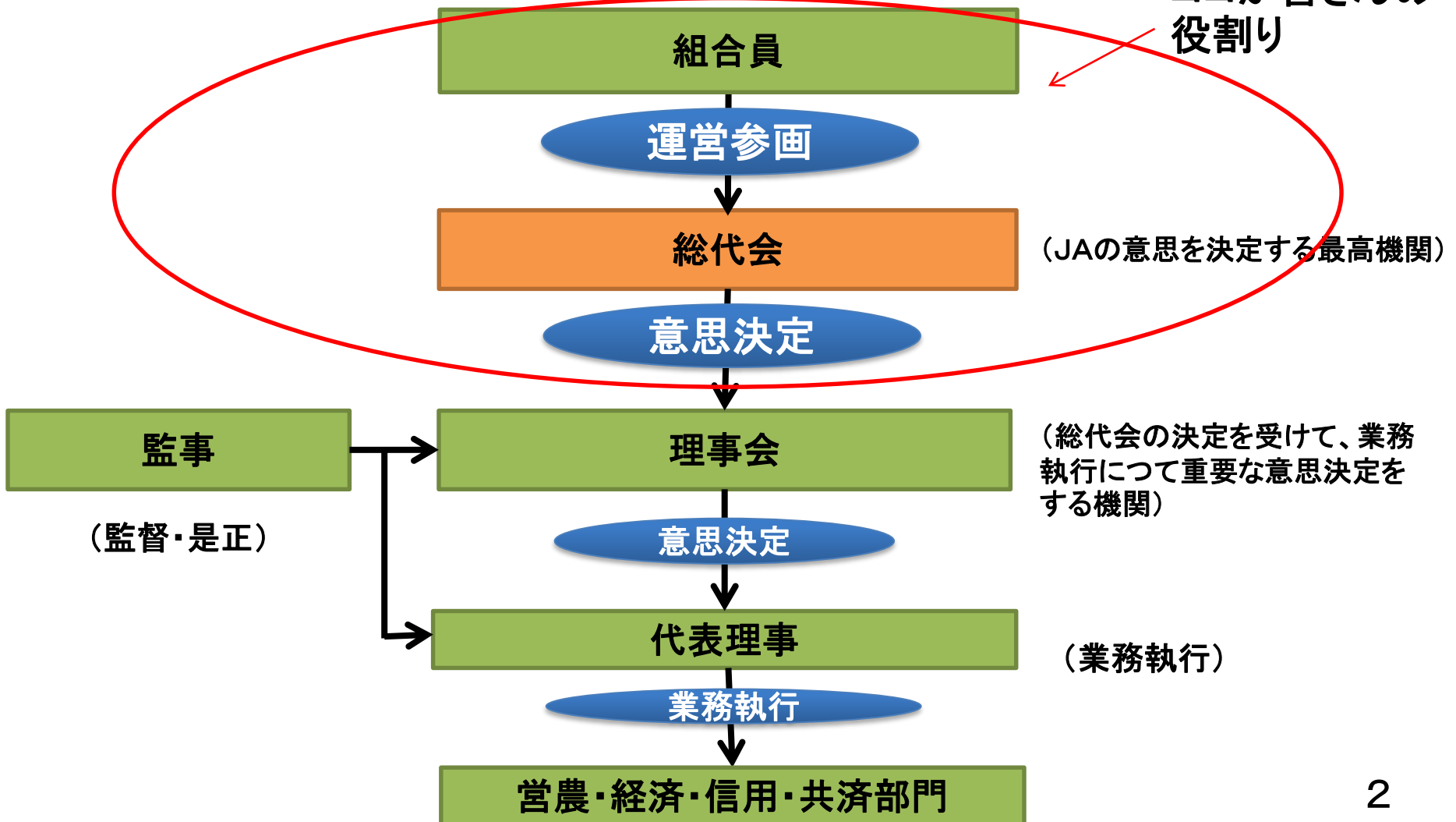
総代会とは

JA合併がすすみ、正組合員の人数が非常に多いJAが増えてきました。こうなるとJAでは総会を開くことが事実上困難になってきます。
そこで総会に代わって設けられた**意思決定機関**が、総代会です。
正組合員の中から選ばれた総代により構成されるもので、500人以上の正組合員のいる組合において、定款の定めるところにより設置することができる任意の機関です。
県内でも大半のJAがこの総代会制度を採用しています。そして、あなたはその総代の一人なのです。

総代会の役割と総代の任務

参考：組合の意思決定、業務の執行の役割を分担している機関

ココが皆さんの
役割り



総代会の役割と総代の任務

総代会ではこういうことを決めます

農協法に定められている総代会の議決事項は次のようなものがあります。

主として組織
に関する事項

- ・定款の変更
- ・組合の解散
- ・組合の合併
- ・組合員の除名 等

事業及び運営
に関する事項

- ・規約、信用事業規程等の設定、変更及び廃止
- ・毎事業年度の**事業計画**の設定及び変更
- ・経費の賦課及び徴収の方法の決定
- ・貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び注記表並びに事業報告の承認
- ・役員を選任 等

決算書類のこと

総代会の役割と総代の任務

総代会はこういう時に開かれます

JAの総会には、毎事業年度に一回必ず開かれる通常総会と、それ以外の時に開かれる臨時総会とがあります。

通常総代会

通常総会に代わる総代会(通常総代会)は、定められている時期(5月)に、理事が招集し、決算書類(貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分案または損失処理案および注記表ならびに事業報告ならびに附属明細書)を監事の監査報告書および会計監査人の監査報告とともに提出して、その承認を受けなければなりません。

臨時総代会

臨時総会に代わる総代会(臨時総代会)は、次の場合に次の者によって招集されます。

①理事会が必要と認めるとき

→定款で定めるところにより理事会が招集

②正組合員がその総数の5分の1以上の同意を得て請求したとき

→理事会が招集(理事が正当な理由がないのに招集手続きを取らない場合は監事が招集)

③理事の職務を行う者がいないとき

→監事が招集 等

総代会の役割と総代の任務

総代会の開催はこのように通知されます

総代会を開く場合には、JAはあらかじめそのこと総代に通知しなければならず、JAはこの通知を総代会開催日の10日前までに総代に対し書面をもって発しなければなりません。

総代の皆様へ

令和〇年〇月〇日

△△農業協同組合
代表理事組合長 ××××

第〇回 通常総代会招集のご通知

拝啓 組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合の通常総代会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら別添の総会参考書類を検討いただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使いただくか、委任状用紙にご記名・ご捺印のうえ代理人に手交いただくか若しくは当組合にご提出くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和〇年〇月〇日(〇曜日)午前〇時より
2. 場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地 当組合本所大会議室

3. 目的事項

〔決議事項〕

- 第1号議案 令和〇年度事業報告及び剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 令和〇年度事業計画の策定の件
- 第3号議案 令和〇年度における理事及び監事の報酬に関する件
- 第 号議案 役員選任の件

〔報告事項〕

令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人「の監査報告及び監事の監査報告の件

総会招集通知には議決権行使の参考となる書類(総代会参考書類)が添付されます。

総代会の役割と総代の任務

総代の心構え

総代会は、総会に代わってJAの意思を決める大切な機関です。

総代は、総代会で組合員の代表としてJAの事業や運営について、自分の考えを述べ、不明のことは質問し、十分に討議を尽くし議決することが重要です。

といっても、総代会は限られた時間にたくさんの議決を決めていかなければなりませんから、**事前に集落座談会において内容をよく確認し、配布される資料を前もってよく読んでください。**

議決された事項は、組合員の総意となります。総代はすすんで議決事項の実行、実現にあたり、組合員のリード役を務めましょう。また**地区の組合員の意見や要望を聞くように努めてください。**